

平成29年7月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成 29 年 7 月 5 日 (水)
午後 4 時 00 分から午後 4 時 55 分まで
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室 (2階)
- 3 議 事 議案第 14 号 農地法第3条の規定による許可申請について 2 件
議案第 15 号 農地法第4条の規定による許可申請について 1 件
議案第 16 号 非農地通知について 2 件
- 4 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 20 名

1 番 米 田 淳 一	11 番 和 田 俊 信
2 番 前 田 稔	12 番 青 島 由 弘
3 番 出 合 正 虎	13 番 廣 田 俊 明
4 番 中 田 進	14 番 高 藤 孝 一
5 番 村 上 健 治	15 番 坂 田 信 一
6 番 高 田 法 定	16 番 干 場 賢 作
7 番 宇 川 傳 治	17 番 日 光 義 弘
8 番 中 島 一 朗	18 番 澤 儀 之
9 番 古 村 正 夫	19 番 石 田 義 弘
10 番 山 崎 和 英	20 番 義 浦 英 昭

発言者	発言事項
会長	<p>本日をもって、旧の農業委員の任期は小矢部市の場合はこの総会をもって終わるということではないのですが、19日までの任期ではございますが、このような審議をするのは本日が最後でございます。過日、6月議会で市長が提案されました農業委員全員が無事に承認されたということでございます。承認された方のスケジュール等は、後ほど事務局の方から報告がございます。旧の方はこれで退職となるわけですが、本当に長い間ご苦労様でございました。引続き、議会で承認を受けられた方は、また先輩委員として新人の方もいらっしゃると思いますから、よく教育をしていただけたらと思います。特に県の農業会議の研修等はよっぽどのが無い限り、全員が出席するような形で、小矢部市の農業委員は一生懸命やっているとされるようにやっていただきたいなと思います。小矢部市の農業委員を世話した者として最後のお願いとさせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会7月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、20名全員出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。5番の村上委員さん、6番の高田委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議案第14号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計2件 ○議案第15号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計1件 ○議案第16号 「非農地判断通知について」計2件 <p>以上、3件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、順次審議いたします。議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号5番は、面積が1,950㎡、受付番号6番は面積が3,302㎡で売買により所有権移転を行おうとするものです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられておりますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。</p> <p>なお、6番については、申請の農地が複数箇所の飛び地になっております。位置図2ページ目が総括図、3ページから5ページ目までが詳細な公図ですので、こちらもご確認いただけたらと思います。以上です。</p>

会長	それでは、○番の○○地区、○○委員さんより5番と6番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	<p>皆さん、ご苦労様でございます。9年間、最後の報告をさせていただきます。まず、5番から説明いたします。譲渡人が○○さん、譲受人が○○さんです。○○さんは1町3反ほどの田んぼを持っておられまして、人に任せていて、ご自分は携わっていませんでした。今年から○○で基盤整備事業が始まりまして、この際田んぼをなんとかしたいということで買い手を探しておられました。○○の○○の社長の○○さんが2枚だけでも買ってやるということで、売買が成立したそうです。全部で田んぼは2反ほどです。位置図1ページをご覧ください。県道○○線の淵にございまして、○○の交差点の○○から行ったら手前、こちらにかたまって2枚あります。ここを今回買われたということです。基盤整備が終わるまでは、現在の耕作人が耕作をされます。基盤整備後は、○○営農と○○さんとの話し合いで、どちらが田んぼをするかまだ決まっておりませんが、引き続き耕作されるということです。○○の交差点まで○○から通学路がありまして、いずれはこの道に歩道ができるので、少しこの田んぼにかかるのではないかなと思います。以上です。</p> <p>問題の6番目は、譲渡人が○○さん、譲受人が○○の○○さんで、全部で3反3畝ほど土地があります。農業委員も2、3年前から何度も○○さんの田んぼを見に行っておりました。今回、○○さんが初めは1枚だけ買ってやろうかというお話でした。位置図の2ページをご覧ください。元は荒地になっていた所で、前の○○の○○さんがちょっと手を入れて、チューリップを植えられました。現在はまた田んぼをしていません。こちらを○○さんが買おうかという話が出ておりました。私の方から、○○の役員さんたちに、この○○さんの田んぼが何とかならないか、何とかしてくれないかという話はしておりました。そしたら、世話役さんが○○さんに1枚買うなら全部買って欲しくないかという話になり、飛地で○○の散らばっていた田んぼをまとめて○○さんが買うという話になりました。これから基盤整備も始まりますので、今まであった田んぼは荒地にはならないということで、良かったなと思っております。田んぼは○○営農で耕作して、小さい田んぼは○○さんがご自分が責任をもって耕作するということです。この案件はこれで丸く収まるのではないかなと思います。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第14号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第14号については「承認」といたします。続いて、議案15号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。
事務局	<p>議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号2番は、面積が125㎡で、車庫兼物置敷地のため転用しようとするものです。位置図については、6ページをご覧ください。また、土地利用計画図を次のページに添付しております。</p> <p>この農地は、第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	○番の○○地区、○○委員さんより受付番号2番について調査報告をお願いいたします。

〇〇委員	ご苦労様でございます。この案件は、〇〇線の道路拡幅のため、現在建っている倉庫がかりまして、その倉庫を壊さずに使用したいということで申請が上がっております。このまま後ろの方へ建物をそのまま移動します。雨水は、横に流れている用水へ流します。隣接している田んぼに対しての排水は、後ろの〇〇さんの宅地と倉庫が下がるまでの間で、田んぼの排水路を新たに造りまして排水を流すということです、一切問題は無いと思っております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	この位置図を見ますと、今回の申請地の矢印を中心として100mの円が描いてありますが、これは何ですか。
事務局	県の方から農地転用の申請の際に、ここじゃないとダメだった理由を聞かれるんですね。こういう理由で、こういう倉庫が必要なんですということで、この範囲で他に宅地がないかを探してみましたということを必ず求められるんです。申請者さんはその資料としておそらく自宅から100mの円を書いていただいたんだと思います。
〇〇委員	県に対しての、半径100m以内に宅地に適した所は無いということですね。分かりました。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第15号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第15号については「承認」といたします。 続いて、議案第16号「非農地通知判断について」ですが、8番の案件については、〇〇委員が申請者となっておりますので、ここでいったん退席願います。
	〈〇〇委員 退席〉
会長	それでは、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第16号についてご説明いたします。 議案第16号は、長期間耕作されずに放置されている農地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かを国が定めた判断基準に基づき農地か非農地かを判断するものです。 非農地と判断するには、農業として利用するには、一定水準の物理的條件整備が必要である。 また、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない。そして、その土地が森林の様相を呈している。又は、その土地の状況から見て農地として復元しても継続して利用できないと見込まれる、という基準に合致する必要があります。 今回の案件は、〇〇地区の〇〇と〇〇の2件です。 番号8番は、〇〇の田・畑で42筆、6,652.82㎡。30年から50年以上前から植林されてる状況です。 番号9番は、〇〇の田・畑で89筆、7,519.59㎡で耕作されなくなって20年から30年以上経過つものです。 現地調査をしたところ両方とも判断基準に合致していると考えられます。以上です。

会長	それでは、○番の○○地区、○○委員さんより調査番号8番と9番の調査報告をお願いいたします。
○○委員	<p>それでは、最初に○○委員の案件から説明させていただきます。位置図の9ページをご覧ください。○○、○○、○○と書いてあります。まず、○○ですが、資料の方、○○番○から○○番までです。これは昭和25年から26年頃からもう田んぼを耕作していないということで、その2年後くらいに木を植えられたということです。ですから、もう60年から70年くらいです。17ページの○○の写真をご覧ください。今はこのような状態になっております。</p> <p>○○の方は、資料の○○番○から○○番○まで。こちらも昭和35、6年までは田んぼを耕作されていました。しかし、その後2年後くらいから木を植えたそうです。こちらも17ページの○○と書いてある写真をご覧ください。このように山のように木が生えている状況であります。</p> <p>次は○○ですが、県道の方から奥に行きますと、○○という所があります。その○○の近くで、○○番から○○番○という所です。こちらも5、60年経っていて、昭和40年か50年頃に木を植えられたそうです。こちらは18ページの写真をご覧ください。以上、○○さんの案件は全部で42筆ございました。</p> <p>次は、○○の案件です。こちらもたくさんあります。○○字○○という所がございます、○○番から○○番○までの4件は、○○という谷の間です。これは20ページの1番、2番と書いてある所です。この間に○○川というのが流れています。写真は29ページでございます。こちらは昭和54年ごろから耕作をしていません。その後、平成10年くらいから木を植えました。1番の○○、○○は山林に、2番の○○番、○○番○は原野になっています。同じく○○の○○番○からですが、こちらは○○の○○地区という所です。小矢部市と南砺市との境目あたりの山です。19ページの3、4、5をご覧ください。ここが○○番台から○○番台までがこちらに該当します。写真は30ページをご覧ください。平成元年以降は耕作をしていないということですが、そのまま田になっていました。19ページの7、8という所は○○番台から○○番台でございます。こちらは途中までは農道があったのですが、怖くて行けませんでした。それだけの原野になっております。それから、6番は南砺市福光の○○という所の境目で山林の谷みたいな所でした。そちらが○○番台です。写真は撮ってないです。説明していただいたのですが、なかなかよく分からない所でした。こちらも平成元年以降は耕作をしていないということでした。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
○○委員	これは、転作の処理についてはどうされていたのですか。
○○委員	それは前から外されていたので、野帳の対象にはなっていませんでした。
○○委員	これは今回まとめて出てきたということは、例えば土改してある所は見えますよね。地番も揃っていますし。これは手におえない所を、今まで放ってあったものを出されたということですか。
○○委員	特別○○は、今年3月に土改が入ったものですから、その時に新たに番号がついたんですよね。その時に見直しされたと思うんですけど、司法書士に相談されたそうです。あまりに数が多かったので大変ですと、それなら農業委員の方に一度相談されてはどうですかと言われて来られたそうです。
○○委員	今の場合は、ありすぎて現地に行けない所もあるそうですから、細かく箇所付けできない所もあったということですよ。これは1筆ごとに写真をつけなければいけないわけでもないのですか。
事務局	1筆1筆、確認できればいいのですが、聞くところによると皆さん耕作されている方が畔たおしされて、所有者の方もどこに土地があるのか実際わからないということで、この辺りだということ写真も撮ってきました。

〇〇委員	大変なことだということが分かりました。
〇〇委員	現地は必ず確認しなくてはいけないのですか。
事務局	確認は必要です。
〇〇委員	ドローンか何かで写すとか。
〇〇委員	もっと、境目がわかりにくい。
事務局	ここからここまでが必ずこの筆だという確認はむずかしいと思うので、今見えている範囲の中にあるはずだというくらいのがわかっていれば、農地と言えるものが無いということは間違いなく確認できるので。そういう考え方で現地確認をさせていただいているので、いいのではないかと思います。
〇〇委員	この後、仮に非農地証明をしますよね。一応、農業委員会で審議したという形で本人さん宛に通知されるのですか。本人がその許可書を持って登記されるのですか。
事務局	本人に通知します。登記申請書にその通知書を添付して、本来であれば4条や5条の許可証を添付するのですが、その代わりにこの通知書を添付して変更登記をするということです。
〇〇委員	それを一括して、この場合なら山林にするのですか。
事務局	この場合なら、原野ですね。
〇〇委員	これをまとめて登記するわけでしょう。登記料は安くなるということですね。
事務局	土地家屋調査士がすれば、筆数ごとに費用は掛かりますが、本人がすれば費用はかかりません。
〇〇委員	登記費用は掛からないのですか。
事務局	個人申請すれば、登録免許税はかかりません。
〇〇委員	本人が農業委員会へ申請すればよいと。
〇〇委員	いいえ、本人が農業委員会で認定を受けた場合のその後のスケジュール。
〇〇委員	農業委員会が書類を作ってあげるんでしょう。それを持っていけば申請できるということでしょう。

事務局	今回の議案書の11ページに、委員会から所有者さんにお出しする非農地の通知書というものがあります。形式ですね。こういったものをご本人さんにお渡しします。12ページ目にご本人さんの他に、法務局と富山県知事と小矢部市長宛にもこういった通知を出しましたということで、通知を送ります。今月の議案書には案が付いていなかったのですが、先月の非農地の案件のときに、ご本人さんにお渡しする予定の、登記書類、法務局に出す申請書の形式も付けてあったと思います。6月の資料の6ページ目、登記申請書とあります。本人が印鑑を押せば法務局に申請できる形式で、こちらで非農地認定をした農地を記載してお渡しするという流れで事務処理をしていきます。以上です。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第16号については「非農地」と議決いたします。 ここで、〇〇委員に入室していただきます。
	〈〇〇委員 入室〉
会長	これで、付議議案はすべて終了いたしました。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他 ・農業新聞の継続購読について ・配布資料について(法人化説明会) ・記念撮影と懇親会について ・総会終了後、4階講堂にて記念撮影
事務局長	それでは、事務局を代表して一言だけご挨拶をいたします。農業委員の方にも長きにわたり農業委員としての活動をしていただきありがとうございました。いたらぬ事務局でありましたが、いろいろとご協力いただきここまで来られたかと思えます。特にここ2、3年、事務局で、部長、課長、課長補佐の異動がありましたこともこの場を借りてお許しいただきたいと思えます。これからも新しい農業委員会としてまた活動して参りますが、様々な機会にお力添えをいただければ幸いです。どうもありがとうございました。
会長	ありがとうございました。以上で無いようでしたら、本日の案件についてはすべて終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶をいつものように出合職務代理よりお願いします。よろしくをお願いします。
職務代理	それでは、最後ですが。自分は農業委員をやらせてもらって3期、9年になるんですが、自分が1期で入った頃は、新幹線等々で地元の〇〇なんか最初は忙しかったわけなんです。最初は農地転用等々の昔からよく聞いているような活動等で職務をこなしていました。2期目、3期目となりまして、先日また収入保険制度や改正農業法、自分たちの仕事も農政に関係していることも非常に多く、これからの農業委員会の業務と言いますか、仕事と言いますか、先ほどから話も出ていた非農地の証明とか、ちょっと前までは考えられないような業務が来ております。イノシシの問題も昔はこんな所にとっていたのが、それも2期目くらいからは、各重点地域での見回りで檻を見たりとか、山間地区も非常に大変だとは思えます。役職柄、先日から私も次期の農業委員さんの選定委員会というものに出させてもらって、次期の農業委員さんの顔ぶれを見させてもらいました。皆さん、農業に従事されて精通された方がほとんどでしたので、これからはしっかりとやっていってもらえると思えます。それから、小矢部市にはしっかりと事務局の方もおいでますので、その方も含めてしっかりとやっていってもらえると思うので、自分としては安心しております。今日はこれから記念撮影ということでうれしいかなと思っております。それでは長いこと、ありがとうございました。これで終わります。

会長	ご苦勞様でした。
	7月総会終了

上記のとおり総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名する。

平成29年7月5日

会 長 米 田 淳 一

議事録署名委員 5 番 村 上 健 浩

6 番 高 田 法 定